芦屋市立児童デイサービスセンターすくすく学級の設置及び管理に関する条例新旧対照表

(下線部分は,改正部分)

改正案

○芦屋市立すくすく学級の設置及び管理に関する条例

(設置)

(位置)

第2条 すくすく学級は、 芦屋市楠町 16番1号に置く。

(事業)

- 第3条 すくすく学級は、次に掲げる事業を行う。
 - (1) <u>児童発達支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号</u>。以下「法」という。)<u>第6条の2第2項</u>に規定する<u>児童発達支援</u>をいう。以下同じ。) を行う事業
 - (2) 日中一時支援(障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第77条第3項に規定する事業として行う支援のうち,日中,障害児に活動の場を提供するとともに,障害児を見守り,社会に適応するための日常的な訓練等をいう。)を行う事業

現 行

○ 芦屋市立<u>児童デイサービスセンターすくすく学級</u>の設置及び管理に関する条例

(設置)

(位置)

第2条 デイサービスセンターは、 芦屋市楠町 16番1号に置く。

(事業)

- 第3条 デイサービスセンターは、次に掲げる事業を行う。
 - (1) <u>児童デイサービス(障害者自立支援法(平成17年法律第123号</u>。以下「法」という。)<u>第5条第8項</u>に規定する<u>児童デイサービス</u>をいう。以下同じ。)を行う事業

改正案

(3) その他第1条の目的を達成するために必要な事業 (職員)

第4条 すくすく学級に、所長及び職員を置く。

(利用者の範囲)

- 第5条 すくすく学級を利用することができる者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 市内に居住する就学前の児童で、その保護者が<u>法第 21 条の 5 の 5</u> 第 1 項の規定による<u>障害児通所給付費</u>(<u>児童発達支援</u>に係るものに限 る。)の支給決定を受けたもの
 - (2) 市内に居住する9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない児童で、その保護者が第3条第2号の事業の利用決定を受けたもの
 - (3) 前2号に掲げる者のほか, 市長が特に必要と認める者 (利用の制限)
- 第6条 市長は、<u>すくすく学級</u>の利用が適さないと認められるとき又は<u>す</u> <u>くすく学級</u>の管理運営上支障があると認められるときは、利用を制限する ことができる。

(費用負担)

第7条 第3条第2号の事業を利用する者は、別に定めるところにより市 長が行う当該事業に係る費用の一部として負担すべき額を負担しなければ ならない。

(利用者の義務)

現 行

- (2) その他第1条の目的を達成するために必要な事業 (職員)
- 第4条 デイサービスセンターに、所長及び職員を置く。

(利用者の範囲)

- 第 5 条 <u>デイサービスセンターを利用することの</u>できる者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 市内に居住する就学前の児童で、その保護者が<u>法第19条第1項</u>の規定による<u>介護給付費(児童デイサービス</u>に係るものに限る。)の支給決定を受けたもの
 - (2) <u>前号</u>に掲げる者のほか, 市長が特に必要と認める者 (利用の制限)
- 第6条 市長は、<u>デイサービスセンター</u>の利用が適さないと認められるとき き又は<u>デイサービスセンター</u>の管理運営上支障があると認められるとき は、利用を制限することができる。

(利用者の義務)

改正案	現 行
第8条 <u>すくすく学級</u> を利用する者(以下「利用者」という。)は、 <u>すくすく学級</u> の建物、設備、備品その他の物件の保全に努め、 <u>すくすく学級</u> の管理運営に協力しなければならない。	第7条 <u>デイサービスセンター</u> を利用する者(以下「利用者」という。)は、 <u>デイサービスセンター</u> の建物、設備、備品その他の物件の保全に努め、 <u>デ</u> <u>イサービスセンター</u> の管理運営に協力しなければならない。
2 利用者は、 <u>すくすく学級</u> の建物、設備、備品その他の物件を破損し、若しくは汚損し、又は消失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。	2 利用者は、デイサービスセンターの建物、設備、備品その他の物件を破損し、若しくは汚損し、又は消失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

<u>第8条</u> (省略)

<u>第9条</u> (省略)